

保推第80号
平成22年4月20日

養護老人ホーム 施設長 様
特別養護老人ホーム 施設長 様
軽費老人ホーム 施設長 様
介護老人保健施設 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課長

養介護施設における高齢者虐待の防止等のための取組みの充実について（依頼）

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、日頃より高齢者虐待の防止に取り組んでいただいていると存じますが、下記のとおり更なる充実を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 福岡市（行政）の相談等窓口の周知について

- (1) 別添のポスター「養介護施設における高齢者虐待等への対応について」を施設内の見やすい場所へ掲示してください。

ポスターは福岡市のホームページからダウンロードできます。

HOME > ライフイベント > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 高齢者施策推進課から高齢者施設へのお知らせ (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/life/kansa-info.html>)

- (2) 入所者等へ交付する文書（重要事項説明書等）中の施設外の苦情受付窓口の中に、福岡県の運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会、各保険者等のほか、記載例のとおり養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口を追加してください。

【記載例】 養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市役所 保健福祉局 高齢者施策推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話：711-4257 FAX：733-5587

E-mail：sesakusuishin.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

2 従前からの取組みの充実について

- (1) 高齢者虐待防止に関する職員研修を定期的に行ってください。なお、研修では、施設職員に対し、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合の福岡市への通報義務があること、通報したことで解雇その他不利益な取扱いを行わないことについても周知してください。
- (2) 既に設置している苦情処理体制において、施設自ら受け付けた虐待（疑いを含む。）等に関する相談等については調査を行うなど適切に対応してください。

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施策推進課

施設指導係 中島，平川 （電話）711-4257

4月1日より、監査指導課 監査第1係から高齢者施策推進課
施設指導係へ名称が変わりました。